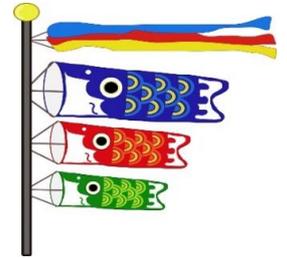


# CWM総研

## 社労士事務所 通信

2017年 5月  
第96号

〒330-0843  
さいたま市北区盆栽町113  
ガーデンビューハウス205  
TEL 048-871-9868  
FAX 048-871-9869  
社会保険労務士法人 CWM総研



### 1. 労働保険年度更新の申告書が届きます

労働局から事業主に郵送されてきます。手続きの準備を進めましょう。

今年も年度更新の時期がきました。

一部の事業所(農林水産業で個人経営・5人未満)を除き、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は労働保険加入手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。本年度の申告・納付期間は、**6月1日～7月10日**です。5月下旬にかけて、労働基準監督署から申告用紙が届きますので、それを使って申告・納付します。

「**年度更新手続き**」とは労働保険料の納付の手続のことです。

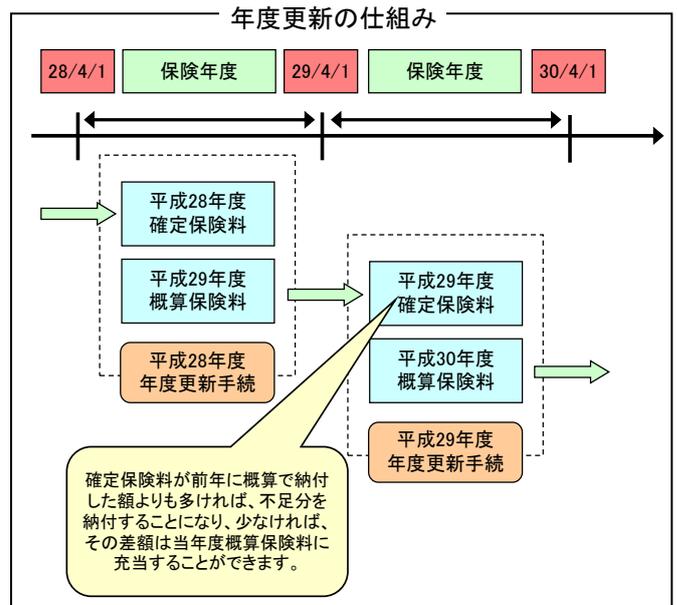
労働保険料は、4月～翌年3月を一年度として、年度の初めに概算で申告・納付したものを翌年度初めに確定申告の上、精算することになっています。

事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することになり、この手続を「年度更新」と言います。

労災保険分に関しては全ての労働者、雇用保険分に関しては、雇用保険被保険者(「**免除対象高年齢労働者**」※を除く)に対して支払った「賃金総額」に、その事業ごとに定められた「保険料率」を乗じて算定します。適正な労働保険料を算定し、申告するためにはこの「賃金総額」を正確に把握することが必要です。

※「**免除対象高年齢労働者**」

平成28年度(確定)分は昭和27年4月1日までに生まれた方、平成29年度(概算)分は昭和28年4月1日までに生まれた方となります。



### 2. 個人情報保護法改正

5/30～小規模事業者も対象に！

第1回

個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)の改正は平成27年9月9日に公布され、平成29年5月30日に施行されることとなりました。今回の個人情報保護法の改正によって、規模の大小(取り扱う個人情報の数量の多寡に)を問わず、個人情報をデータベース化して事業と用いる事業所は、すべて個人情報保護法の適用を受けることとなります。

#### ■個人情報とは？

①個人情報 ※従業員の情報も該当します



- 生存する個人の情報
- 氏名・生年月日より特定の個人を認識できるもの

②個人データ



- ①のデータを検索しやすく加工

③保有個人データ



- 開示等の権限を有しかつ6か月を超えて保有する場合

上記のように個人情報保護法では、保護が必要な情報を3つの概念に分けています。次月号にて、事業者が守るべきルールの説明をします。

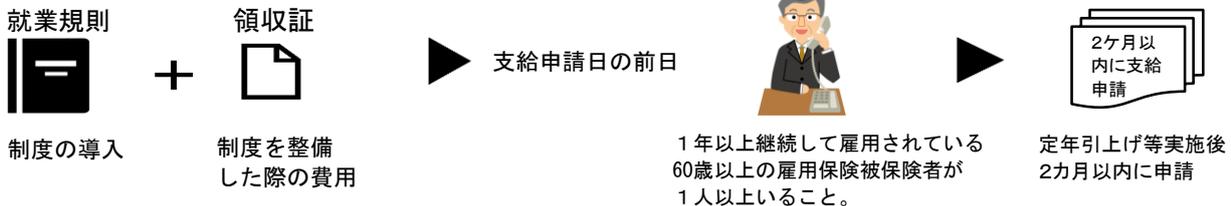
### 3. 65歳超雇用推進助成金のご案内

#### ■概要

平成28年10月19日以降において、労働協約又は就業規則による、次の①～③のいずれかに該当する制度を実施したこと。

- ① 65歳以上への定年引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

#### ●助成金申請までの流れ●



助成金のポイント

本助成金を申請するには、社労士等による専門家への就業規則作成を委託することや、定年の引上げについて有料コンサルティングを事業主が受ける必要があります。

#### ●助成金額●

#### ●平成29年5月1日以降支給申請分から（平成29年5月1日助成金額等を変

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定め廃止】 ( )は引上げ幅

| 措置内容<br>60歳以上<br>被保険者数 (*) | 65歳まで引上げ |       | 66歳以上に引上げ |        | 定年の定め<br>の<br>廃止 |
|----------------------------|----------|-------|-----------|--------|------------------|
|                            | (5歳未満)   | (5歳)  | (5歳未満)    | (5歳以上) |                  |
| 1～2人                       | 20万円     | 30万円  | 25万円      | 40万円   | 40万円             |
| 3～9人                       | 25万円     | 100万円 | 30万円      | 120万円  | 120万円            |
| 10人以上                      | 30万円     | 120万円 | 35万円      | 145万円  | 145万円            |

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 ( )は引上げ幅

| 措置内容<br>60歳以上<br>被保険者数 (*) | 66～69歳まで |      | 70歳以上  |        | ★定年引上げと、<br>継続雇用制度の導<br>入を合わせて実施<br>した場合の支給額<br>はいずれか高い額<br>のみとなります。 |
|----------------------------|----------|------|--------|--------|--|
|                            | (4歳未満)   | (4歳) | (5歳未満) | (5歳以上) |  |
| 1～2人                       | 10万円     | 20万円 | 15万円   | 25万円   |  |
| 3～9人                       | 15万円     | 60万円 | 20万円   | 80万円   |  |
| 10人以上                      | 20万円     | 75万円 | 25万円   | 95万円   |  |

(\*) 対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

### 4. HRMサポート定期セミナー開催 「ビジネスマナー初級講座」

HRM（ヒューマンリソースマネジメント）サポート定期セミナーは、人財育成を大切に考える中小企業のお役に立ちたいと考え実施するサービスです。

4月26日、CWMセミナールームにて「どこへ行っても大丈夫、ビジネスマナー初級講座」を開催しました。ビジネスマナーの基本的な考え方、挨拶、上座下座、来客対応などを参加者のみなさんと学習しました。



◆ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください◆